

水戸・勝田都市計画駐車場の変更（水戸市決定）

都市計画駐車場中 1号 三の丸駐車場を廃止する。

理 由

本駐車場について、周辺の施設立地状況の変化を踏まえた都市計画の見直しを検討した結果、本案のとおり都市計画の廃止を行い、当該区域における新たな土地利用の促進を図るものとする。

理 由 書

本駐車場は、昭和 43 年 12 月に、市役所等の公共施設が集中していた当該区域周辺において、公共施設利用の利便を図るため、駐車台数約 40 台の地表式駐車場として都市計画決定した。

その後、昭和 62 年 3 月に、駐車場としての機能を確保しつつ、土地の高度利用を図るため、駐車場の構造を地表式から地下 1 層にする都市計画の変更を行った。しかし、現在に至るまでその整備は行われていない。

このような中、本市では、平成 2 年 9 月に「水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」を制定し、一定規模以上の建築物を新築等する場合に駐車場を設置することを義務づけた。また、当該区域周辺においては、平成 11 年に茨城県庁が郊外に移転したことに伴い、官公庁利用者の駐車場需要が大幅に減少する中、茨城県三の丸庁舎駐車場等の公共駐車場の供用に加え、近年では民間事業者によるコインパーキングの整備も進んでいることを踏まえると、都市計画駐車場としての指定を見直し、新たな土地利用の促進を図る必要がある。

水戸市都市計画マスタープラン（第 3 次）（令和 7 年 1 月策定）においては、社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて土地利用規制や都市施設等の都市計画の見直しを検討することとしている。

これらのことから、本駐車場の都市計画の廃止を行い、都市計画法に基づく建築制限を解除することにより、当該区域における新たな土地利用の促進を図るものである。